

単 価 契 約 書 (案)

愛媛県立伊予農業高等学校長 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)の間において
飼料の継続的売買を目的として、次の条項により契約を締結する。

(契約物品)

第1条 乙がこの契約により甲に供給する飼料の種類、品質、規格及び単価は次のとおりとする。

品 名	単 位	単 価	うち消費税及び 地方消費税	品質・規格等
	20kg(袋)	円	円	人工乳前期用
	20kg(袋)	円	円	人工乳後期用
	20kg(袋)	円	円	若豚育成用
	20kg(袋)	円	円	肥育豚用
	20kg(袋)	円	円	種豚用
	20kg(袋)	円	円	成鶏用

(納入場所)

第2条 契約物品の納入場所は、愛媛県立伊予農業高等学校 下三谷農場とする。

(納入方法)

第3条 甲が発注のときに指定した期日に納入する。乙は納入の際、納品書を甲に提出する。

(検査)

第4条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、直ちに、確認を行うものとする。

(修補又は交換等)

第5条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条の試験検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

2 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、納品書を甲に提出しなければならない。

3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第4条の規定を準用する。

(品質検査)

第6条 乙が納入する飼料の品質等について、甲が必要と認めたときは、乙は、甲の立会いのもと

に、試験検査に応じなければならない。この場合に要する費用の一切は、すべて乙の負担とする。

(所有権の移転等)

第7条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて 乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(契約期間)

第8条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月 31 日までとする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、 円とする。

2 乙は、契約期間終了後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※注) 免除の場合は、第1項を「契約保証金は、免除する。」とすること。第2、3項は削除すること。

(対価の支払方法)

第10条 乙は毎月納品明細書を作成し、請求書に添えて翌月甲に提出するものとする。

2 請求金額における1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 甲は請求書により納入の事実を確認のうえ 30 日以内にその対価を支払うものとする。

4 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙からは正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払の遅延)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、乙に対しその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を加算して支払う。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約物品の変更)

第12条 乙は、新製品が発売されたため契約物品の品質を変更しようとするときは、その理由を記

載した書面にメーカーの検査証明書を添えて甲に提出して使用の承認を受けなければならない。

(代理受領の禁止)

第 13 条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第 14 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(契約不適合責任)

第 15 条 甲は、引き渡された物品が品質及び規格に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が追完をしないでその時期を経過したとき

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

(納入期限の延長)

第 16 条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(物品の納入遅延)

第 17 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約単価に延滞物品

の数量を乗じた額に年3パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヵ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第20条 この契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済状況の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(機密の保持)

第21条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が解除され、又はこの契約が終了した後も同様とする。

(その他)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作り、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

伊予市下吾川1433

甲 愛媛県立伊予農業高等学校長

乙